

締約国に関する情報  
VC

セントビンセント及び  
グレナディーン諸島  
一般情報

附属書 B1  
VC

国内官庁の名称	Commerce and Intellectual Property Office (CIPO) (Saint Vincent and the Grenadines) (商務知的財産庁 (C I P O)(セントビンセント 及びグレナディーン諸島))
所在地	Ground Floor, Methodist Commercial Building, Granby Street, Kingstown, Saint Vincent and the Grenadines
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	(1-784) 456 15 16, 451 28 94
電子メール	ciposvg@vincysurf.com
インターネット	http://www.cipo.gov.vc/cipo
ファクシミリ装置	(1-784) 457 13 97
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の 手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	なし
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書 類を取得できるようにする用意がある か？(PCT規則17.1(b)の2))	用意なし
セントビンセント及びグレナディーン 諸島の国民及び居住者のための管轄受 理官庁 <sup>2</sup>	WIPO国際事務局
国内法令は外国官庁への 国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
セントビンセント及びグレナディーン 諸島が指定(又は選択)されている場 合の管轄指定(又は選択)官庁 <sup>3</sup>	商務知的財産庁(CIPO)(セントビンセント 及びグレナディーン諸島))
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用証

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する附属書Cを参照されたい。

3 対応する国内段階を参照されたい。

V C	セントビンセント及び グレナディーン諸島 (続き)	V C
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するセントビンセント 及びグレナディーン諸島の規定 (PCT第15条)	あり	
国際公開に基づく仮保護	なし	
セントビンセント及びグレナディーン諸島が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
セントビンセント及びグレナディーン 諸島が指定 (又は選択) されている場 合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名 を提示しなければならない時期	管轄官庁の通知があった日から2か月以内	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関 する特別の規定が設けられているか?	なし	